

参加費無料



厚生労働省

ハラスメント防止セミナー

パワハラ・セクハラ・マタハラのない職場環境を作りましょう

主催
鳥取労働局



昨今、職場でのハラスメントは社会問題化しており、労働局には多くのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントの相談が寄せられています。これらのハラスメントは労働者にとっては働く意欲を阻害し心身の健康を損ねるとともに、企業にとっても職場の活力や生産性の低下、女性の活躍推進や企業イメージを悪化させる等、労使ともに悪影響を及ぼします。

今般、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、ハラスメントに関する基礎知識や裁判例、予防・解決のための取組事例をご説明いたしますので、是非ご参加ください。

日時： 平成27年6月24日(水)
13:30～16:00

場所： とりぎん文化会館 1階第1会議室
(鳥取市尚徳町101-5)

定員： 190名(先着順。定員になり次第締め切ります。)

対象： 事業主、人事労務担当者、労働者、
一般県民



※ 会館駐車場の利用は無料ですが、図書館及び公文書館との共用のため駐車台数に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

講師紹介

君嶋 護男

1948年茨城県生まれ。1973年労働省(当時)入省。労働省婦人局中央協会均等指導官として男女雇用機会均等法施行に携わる。その後、愛媛労働基準局長(当時)、愛知労働局長、労働大学校長などを歴任。2005年8月から2年間、財団法人女性労働協会専務理事。2007年9月より2014年3月まで職業労働災害防止協会専務理事、事務局長等。

<内容>

講演「職場のハラスメントの防止のために」

講師 君嶋 護男

説明・育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止について(雇用均等室)

・ 個別紛争解決援助制度について(企画室)

・ 働き方改革に向けた取組について(監督課)

お問い合わせ・申込み先(お申し込みは裏面に必要事項を記入し、FAX又は郵送にてお申し込みください。)

鳥取労働局総務部企画室 〒680-8522 鳥取市富安2-89-9 TEL 0857-29-1701
FAX 0857-22-3649

鳥取労働局企画室 行
F a x 0 8 5 7 - 2 2 - 3 6 4 9

事業所名	TEL	FAX
	(役職)	ふりがな (氏名)
参加者 氏名等	(役職)	ふりがな (氏名)

※参加者が定員を超えた場合は、複数名のご参加をお断りする場合がありますのでご了承ください。

①有期契約労働者を雇用している事業主の皆さまへ

無期労働契約が反復更新して通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」等を盛り込んだ改正労働契約法が施行されています（平成25年4月～）。
また、無期転換ルールについては、本年4月から、5年を超えるプロジェクトに就く高度専門職と、定年後引き続いて雇用される高齢者についての特例が設けられています。以下のHPでは、詳しい内容や、無期転換を進めるにあたっての留意点・先進的な企業の取組み事例などを紹介しています。積極的にご活用ください。
(URL) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/
非正規雇用労働者の正規雇用または無期転換、人材育成などの取組に際しては、「キャリアアップ助成金」のご活用もご検討ください。
(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

②プラチナくるみん認定制度スタート

4月1日、改正次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が施行され、新しくプラチナくるみん認定制度がスタートしました。次世代法に基づく認定を受けた企業はくるみんマーク、プラチナくるみんマークを商品等に表示でき、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。また、事業所内保育施設等の次世代育成支援に資する資産の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）が受けられます。（次世代法・くるみん税制については、鳥取労働局雇用均等室(TEL:0857-29-1709)までお問い合わせください。）
◆改正次世代法の概要はこちら
(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



③改正パートタイム労働法が施行されました

パートタイム労働者がいきいきと働ける職場にするために、事業主には、待遇の説明や相談窓口の整備などが義務づけられました。詳しくは、パート労働ポータルサイト (URL) <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/> 又は鳥取労働局雇用均等室(TEL:0857-29-1709)までお問い合わせください。

④企業の皆さまのお役に立つ、人事労務に関する情報をメールで配信しています

◆「厚労省人事労務マガジン」登録はこちら (URL) <http://merumaga.mhlw.go.jp/> （登録は無料です）